

# ブログを公開する前に

インターネット利用の注意

平成 18 年度版

公認情報セキュリティ監査アソシエイト  
情報セキュリティアドミニストレータ  
PiiP 個人情報保護士

河邊憲二

2007.01.23

## 目次

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| I. インターネットとは.....               | 2 |
| 1. インターネットは公の場である.....          | 2 |
| 2. インターネットは匿名ではない.....          | 2 |
| 3. インターネットはみんなが見ている.....        | 3 |
| 4. インターネットに公開した情報は消せない.....     | 3 |
| 5. インターネットは仮想社会ではない.....        | 3 |
| II. ブログを公開する前に知っておくべき権利と法律..... | 4 |
| 1. 肖像権.....                     | 4 |
| 2. パブリシティ権.....                 | 4 |
| 3. プライバシー権.....                 | 4 |
| 4. 著作権.....                     | 5 |
| 5. 意匠権・商標権.....                 | 5 |
| 6. 名誉毀損罪.....                   | 5 |
| 7. 侮辱罪.....                     | 5 |
| 8. 業務妨害罪.....                   | 6 |
| 9. 風説の流布.....                   | 6 |
| 10. ストーカー.....                  | 6 |
| 11. なりすまし.....                  | 6 |
| III. ブログ炎上.....                 | 7 |

## **I. インターネットとは**

最近、インターネット利用が日常的になり、利用できるサービスも情報の受信やホームページの閲覧といった利用から、掲示板やブログでの画像や動画の共有などコミュニケーションを中心とした利用に拡大してきた。技術的には容易に誰でもブログなどが作成できるようになり、携帯電話などから写真などをアップロードすることも簡単にできるようになった。さらに Web2.0 と総称される CGM (Consumer Generated Media) を重視した企業などのマーケティングが盛んになり、ブログなどの情報発信型サービスや SNS (Social Networking Service) などのコミュニケーションサービスが注目を集め、企業側でも積極的なユーザー獲得が行われるようになった。

一方で、これまで Web ページ作成やメールマガジン発行など専門的な技術や法令モラルを元に管理が行われていた情報発信に混じって、個人による無秩序なブログ記事やモラルに反する利用が多く見られるようになった。中には法律に反する行為や記事も見られるが、法整備の遅れで対応が遅れていたり、個人の不法行為認識が甘いためにトラブルになったりするケースも多い。

### **1. インターネットは公の場である**

個人のブログページといえども、インターネット上にコンテンツを公開するということは、公の場に情報を公開するということである。したがって、公開する内容はいわゆる「公衆送信」されていることになる。つまりテレビやラジオ、新聞といったメディアと同じである。ただし、これらのマスメディアと大きく異なるのが「双方向性」があることで、ブログに書いた内容に対して、読者がコメントを付けることができ、さらにそのコメントも公開される仕組みになっている。インターネットが公の場というのわかりにくいのが、要するに一般の社会と同じであると考えてもよい。そこには善人も悪人もいるし犯罪者もいる。銀行もあるし会社もあり実際にものを売ったり買ったり、お金を動かすこともできる。当然法律も適用されるので、ブログを公開するということは、「コンテンツを公衆送信する」際に守るべき憲法で保障されている権利や法律あるいは各地方自治体の条例などが適用されることになる。

### **2. インターネットは匿名ではない**

よくインターネットは匿名で情報発信できるといわれる。しかし、それは厳密には匿名性の高い方法で情報発信できるということであって、実社会でも匿名で手紙を出したりすることができるのと同じである。通常の使用方法では、端末の IP アドレスがユニークなので、転送記録をたどることができればどの端末から送信したものか、原理的には特定できる。さらに、その端末の使用記録を調べることでユーザーID が特定できる。もちろん、転送記録が残っていないと調べられないのは、手紙の場合も同じことである。ただし、ブログの場合、匿名手紙と違うのはその内容がすべて公開されているということである。プロ

グに匿名で書いていた内容に個人を特定できる情報が含まれていることが多いので、転送記録を調べなくても、内容から近所の様子や職場や学校についての情報で、ブログを書いている個人が判明することがある。写真や動画の背景にビル名や店名などが写っていれば、場所が特定できる。情報が多いほど個人は特定しやすい。ブログを書くということはそういう情報を提供することでもある。

### **3. インターネットはみんなが見ている**

ブログで個人の考えを述べたために、多くの人から批判を受けて収拾がつかなくなったりすることがある。あるいは掲示板で書いた内容に対して他のユーザーから一斉に非難されるケースもある。また、無意味な書き込みや勝手な広告などのリンクが書き込まれたり、ウイルスなどを埋め込んだ悪意のある書き込みをされたりすることもある。自分と同じ考えの人だけが見ているとは限らない。善人も悪人も友人も見知らぬ他人もみんなが見ている。匿名で書いているつもりが、知らない人から「あなたのブログ見てますよ」といわれるかも知れない。

### **4. インターネットに公開した情報は消せない**

ブログなどで情報公開をしたコンテンツだけでなく Winny などから流出した情報も、オンラインショップでの買い物リストも、いったんインターネットに流れた情報は完全に消すことはできない。たとえ自分のパソコンやブログページから削除しても、デジタル情報として検索サイトやそのページを見た個人のパソコン内に全く同じ情報が保存されている。デジタル情報は、コピーが容易な上に情報の劣化がない。自分が削除したつमりの情報が、どこか別のところで勝手に公開されて一人歩きしている可能性もある。自分が忘れていたようなことが、別の所に公開されているかも知れない。ブログや SNS でのプロフィールや写真の公開はそれなりの覚悟が必要である。

### **5. インターネットは仮想社会ではない**

インターネット上は仮想社会であって現実世界とは別世界と考えている人はいないだろうか。これは間違いである。それどころか、場合によっては実社会以上に現実社会に影響を与えることがある。例えば、バス停で会社の出来事を話しても実際には会社に影響が出ることはほとんど無い。しかし、ブログに会社の出来事を書いたために解雇されたり、会社自体が社会から批判を受けたりすることがある。そういう意味ではインターネットは現実社会と強く結びついた現実社会の一部であり、今や現実社会で無視できない影響力をもった現実社会の情報メディアである。ブログを公開するという事は、そういう影響力を行使することであると認識する必要がある。そこで行われるコミュニケーションもインターネット上の社会で閉じているわけではなく、現実社会の人間同士のコミュニケーションにつながっている。メッセージの向こうには人間がいることを意識するべきである。

## II. ブログを公開する前に知っておくべき権利と法律

いまさら確認の必要はないが、日本は法治国家である。犯罪をして、法律は知らなかったでは許されない社会である。インターネットは無法地帯のように考える人がある。確かに法整備が遅れている面は否めないが、それはインターネット特有の問題が関係する部分であって、憲法をはじめ民法や刑法、商法など従来からある法律が適用されないというわけではない。ここでは、ブログを公開する前に知っておくべき法律知識について簡単にまとめる。

### 1. 肖像権

肖像権とは「自己の肖像画や肖像写真を無断で描かれまたは撮影され、公表されるのを拒否する権利」で、肖像権法のような法律があるわけではないが、憲法第 13 条に定める権利にもとづいて派生する権利と考えられている。例えば、撮影の許可を得るだけではその写真をブログで公開することはできない。ブログでの公表許可を得なければ、肖像権の侵害となる。

#### \* 憲法第 13 条 [個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利]

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 2. パブリシティ権

パブリシティ権とは、タレント等の有名人の氏名・肖像を財産的に利用する権利で、肖像権がプライバシーの保護が目的であるのに対し、パブリシティ権は有名人の氏名・肖像が持つ経済的利益の保護が目的である。有名人の氏名・肖像は、コマーシャルに利用すること等により商品の販売を促進する力を有しており、有名人は、この顧客吸引力のもつ経済的な利益及び価値をコントロールする権利を有する。勝手に作ったブログに有名人の公認サイトであるかのように名前を使ったり、町で撮った有名人の写真をブログに無断で載せたり、雑誌の有名人の写真を無断で改変してブログに掲載したりすることは、パブリシティ権の侵害となる。

### 3. プライバシー権

プライバシー権とは、「他人に知られたくない個人の情報は、それがたとえ真実に合致するものであっても、その者のプライバシーとして法律上の保護を受け、これをみだりに公開することは許されない。」とする考えで、やはり憲法第 13 条を根拠としている。さらに近年、『個人情報の保護に関する法律』に見られるように「自己に関する情報をコントロールする権利」もプライバシー権に含まれると考えられている。他人の過去や趣味嗜好などをブログに書いたことでプライバシー権の侵害となることがある。

#### 4. 著作権

著作権は『著作権法』で保護されている権利で、著作者の権利は、「著作者人格権」と「著作財産権」に区別される。「著作者人格権」には公表権、氏名表示権、同一性保持権があり、第三者に譲渡することはできない。「著作財産権」には複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権・伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権があり、これらは譲渡できる権利である。その他「著作隣接権」というものがある。これは、著作物の創作者ではないが、著作物の伝達に重要な役割を果たしている実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に認められた権利である。自分のブログに他人の著作物を無断で掲載した場合、公表権だけでなく複製権や公衆送信権の侵害になり、それが音楽や映画であれば著作権者だけでなく著作隣接権を持つ制作会社や放送局の権利を侵害していることになる。5年以下の懲役、もしくは500万円以下（法人の場合1億5千万円以下）の罰金、または懲役と罰金の併科となる。また、引用の場合であっても、氏名表示権や同一性保持権を侵害しないように注意する必要がある。著作権フリーとあっても、法律上「著作者人格権」は放棄することができない権利なので、特に「著作者人格権」には配慮する必要がある。なお、たとえ石ころの写真であっても、撮影者に著作権がある。従って人物写真の場合、写っている人の肖像権だけでなく、その写真を撮った人の著作権もクリアしなければブログなどに掲載することはできない。他人に撮ってもらった自分の写真でも、撮影者の了解がないと利用できない。

#### 5. 意匠権・商標権

企業が使うロゴマークや商品のデザインなどは、ほとんど『意匠法』や『商標法』あるいは『不正競争防止法』で知的財産として保護されている。したがってこれらを勝手に利用することは意匠権や商標権を侵害することになる。

#### 6. 名誉毀損罪

『刑法』第230条「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。」ここでいう「事実の指摘」とは真偽を問わないので、他人の良くない噂をブログに掲載することは名誉毀損罪になる。

#### 7. 侮辱罪

『刑法』第231条「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。」自分のブログで他人を誹謗中傷する悪口を掲載することは侮辱罪にあたる。また、他の人のブログや掲示板に、誹謗中傷を書き込むことも侮辱罪になる。インターネット上に情報を公開することは「公然と」情報を掲載することになる。

## 8. 業務妨害罪

『刑法』第 233 条「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」ブログに飲食店の情報や商品の情報を掲載しているサイトは多い。このようなブログに、商品が腐っているとか欠陥商品を販売しているなどという嘘や噂を掲載することは、業務妨害罪にあたることがある。

## 9. 風説の流布

『証券取引法』第 158 条「何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。」最近オンライントレード利用者が増え、自分の取引状況を公開するブログや株価情報を話題にする掲示板も存在する。しかしブログ上で株価操作を目的として嘘や噂を書き込むことは禁止されている。違反すると第 197 条「5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金または併科が科せられる。」会社情報などをブログに書く際には、たとえ利益目的でなくとも注意する必要がある。

## 10. ストーカー

『ストーカー行為等の規制等に関する法律』第 13 条「ストーカー行為をした者は、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」ネットストーカーと呼ばれるストーカー行為がある。ブログに執拗に名誉を害する書き込みをしたり、本人しか知り得ない行動を書き込んで監視下にあると思わせたり、メールを繰り返し送りつけたりする行為は、ストーカー行為と見なされる。逆に、ブログに掲載されている写真を見て一方的に好意を寄せてストーカーとなるケースやコメントにハートマークを付けて返信したために、ストーカー被害に遭うケースなど、安易な情報発信がストーカー被害を招くこともあるので、掲載する内容には注意が必要である。ブログに掲載されている情報から住所を特定して待ち伏せするといった事例も報告されている。

## 11. なりすまし

他人の ID とパスワードを利用して、掲示板やブログに書き込みをする行為は、不法行為である。『不正アクセス行為の禁止等に関する法律』第 3 条「何人も、不正アクセス行為をしてはならない。」違反した場合、第 8 条「1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」また、他人の ID やパスワードを本人の承諾を得ずに教えることは第 4 条で禁止されている。これに違反した者は第 9 条で 30 万円以下の罰金と定められている。このほか、ブログにメールアドレスを掲載したため、そのアドレスで迷惑メールを送信されたりすることもある。あるいは、本人が知らないところで、本人になりすまして掲示板に書き込みされたりする

こともある。この場合、犯人を特定するメールの転送記録やアクセスしている IP アドレスなどの情報を、プロバイダなどに開示請求するには、『特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律』第 4 条に定める要件を満たす必要がある。具体的には「侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。」と「当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。」に限られている。また、この法律には、第 3 条に権利侵害情報の削除要求に対するプロバイダの対応も規定されている。ブログサービスを提供している事業者は、たいていサービス利用規程などを別に定め、他人の権利侵害が明らかな書き込みや違法な書き込みは削除できるようにしているところもあるが、逆に自己責任で事業者は関与しないというケースもある。

### Ⅲ. ブログ炎上

最近炎上するブログが話題となるようになった。ブログや SNS の日記の炎上とは、そこに書き込まれた内容に対して、多数の読者から批判や議論のコメントが殺到することである。あくまでも意見としての批判や議論であり、「荒らし」のような妨害行為ではない。例えば社会的常識に欠けた発言や、反社会的な発言をした場合、それを非難するコメントが多数投稿されることで炎上が起こる。企業のやらせが発覚して、NHK で紹介された女子大生の商品紹介のブログページが炎上したケースもある。動物虐待や職業差別発言が「燃料投下」となったケースや飲酒運転の告白を SNS の日記に公開して新聞に取り上げられた高校教師、格闘技の判定をめぐってレフリーのブログに抗議が殺到した、中にはアルバイト大学生が他人を中傷するような内容を SNS の日記に掲載したため、その学生の日記サイトだけでなく、在籍している大学関連の掲示板にまで「飛び火」したケースもある。不法行為を自慢げに日記に書いて非難が集中し、日記から在籍大学を特定されて大学関係者のお詫びのコメントが掲載されたものも見られた。炎上したブログのうち、素直に批判を受け入れて謝罪し「鎮火」したものもあれば、逆に開き直ってさらに「油」を注いだため「焼け落ちて」なくなったものもある。本人が気にもとめなかった発言が「火種」となってしまいうこともあり、コメントへの対応も注意が必要である。「公然と」意見を発信するのは良いことのように思うし、事実をそのまま書くという行為も悪いことではないように思える。しかし、「公然と」発言するためには社会的な常識や配慮、発言することによる社会的な影響などを考えて慎重に行うべきである。ブログや掲示板、SNS の日記に書き込みをすることは、決して仲間内の掲示板や個人の日記に書くことと同じではないことをよく認識しておく必要がある。